

高架下及び道路予定区域の道路占用について

国土交通省 道路局 路政課 道路利用調整室

1 はじめに

高架下及び道路予定区域については、直接通行の用に供していない場所であり、適正かつ合理的に活用していくことが望ましいため、「高架の道路の路面下及び道路予定区域の有効活用の推進について」（平成21年1月26日付け局長通達^{※1}）及び「高架の道路の路面下及び道路予定区域の道路占用の取扱いについて」（同日付課長通達^{※2}）を発出し、既存の制度を見直しました。

これらの通達の発出から1年が経過したところではありますが、より一層の周知を図るため、本稿では、改めてその概要等を紹介することとします。

※ 1 : http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/senyo/pdf/kyoka_17.pdf 参照

※ 2 : http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/senyo/pdf/kyoka_19.pdf 参照

2 見直しの背景

かねてより、地域活性化や賑わい創出等のため、高架下及び道路予定区域を有効活用したいというニーズがありましたが、高架下については、旧通達において占用主体の要件を限定的に規定していたために、また道路予定区域については、占用の詳細な取扱いを定めていなかったために、当該ニーズに十分応えることができませんでした。

そこで、こうした課題を解決するため、通達を発出し所要の改正をすることとしました。

背景

- 高架下及び道路予定区域については、直接には通行の用に供しておらず、柔軟に利活用すべき。
- 都市における賑わいの創出等のため、これらの道路空間の有効活用が求められている。

3 通達の概要

(1) 基本的な考え方

高架下及び道路予定区域については、これらの道路空間の柔軟な占用を可能とするため、まちづくり等の観点から有効活用が必要であると認められる場合には、道路管理に支障がない限り、占用を認めて差し支えないこととしています。

(2) 利用計画の策定

高架下及び道路予定区域については、必要に応じて、その利用方法等を定めた利用計画（高架下等利用計画）を定めることとしています。同計画の策定にあたっては、学識経験者や地方公共団体等から構成される検討会（高架下等利用計画検討会）を開催し、意見を聴取することとしており、これによって、

周辺の土地利用等との調和を保った適正かつ合理的な道路空間利用が可能となるようにしています。

(3) 主な要件・基準

① 高架下

高架道路は損壊等の事故発生時の被害が甚大であるため、より適正な道路管理が必要ですが、高架下の占用によって道路管理者は日常点検を行いにくくなります。そこで、占用物件の管理とともに、道路管理者に代わって橋脚や床版の損傷の点検等を行うことができる者を占用主体とすることとしています。

これ以外にも、道路構造の保全のために必要な占用物件の構造基準等を定めています。

② 道路予定区域

道路予定区域の占用は、施行予定の道路事業が開始されるまでの暫定利用となります。このため、道路事業に支障がないよう、除却が困難となるような構造の占用物件や、道路事業に支障となるような占用期間の占用は認めていません。

I. 従来の取扱い

高架下の占用 (H17局長通達による基準)

- 高架下の占用主体を限定的に規定（道路管理者と同等の管理能力を有する者）。

道路予定区域の占用

- 道路法上、予定区域の占用は認められているが、詳細な取扱いが定められていない。



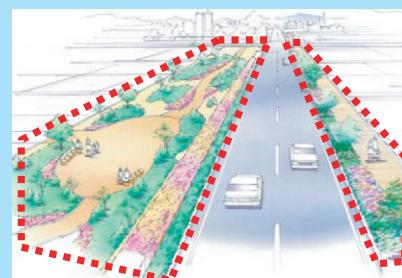
道路空間のさらなる有効活用を図るため、

○高架下：多様な利用を許容

○道路予定区域：道路事業が開始されるまでの間の暫定的な利用を許容

II. 新通達の概要

- ◆ 賑わいの創出、地域における道路環境の向上などの観点から総合的に占用許可を判断
- ◆ 高架下等利用計画検討会を開催し、高架下等利用計画を策定
- ◆ 高架下の占用主体の要件を明確に規定
- ◆ 道路予定区域等を暫定利用する場合の取扱いを規定
- ◆ 高架下等利用計画の策定手続
- ◆ 高架下と道路予定区域等の一体的利用
- ◆ 具体的な占用許可基準（高架下、道路予定区域等）



4

おわりに

新制度の施行から1年が経ち、既に新しい基準に基づいて高架下や道路予定区域の占用を許可しているいくつかの事例があるところですが、本稿を通じて関係者に一層理解を深めていただき、少しでもこれらの道路空間の有効活用が進んでいくことを期待しています。